

中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

昨年10月からの「子ども手当」 申請はお済みですか？

平成24年3月末までに必ず申請してください!!

◆ 平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには

10月より前に受け取っていた方も含め、対象のお子さんを持つ方はすべて、申請する必要があります。
(公務員の方は勤務先へ申請)



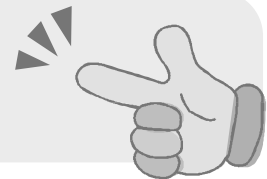
申請期限は、平成24年3月末です。

※平成24年3月31日は土曜日ですので、平成24年3月30日までをお願いします。

◆ 3月末までに申請すれば、10月分からの手当を受給できます。

期限までに申請を行わなかった場合は、

手当を受け取ることができなくなります!!



ご注意ください!

以下の方は申請した月の翌月分からの支給となります。
(3月までに申請しても遡って受け取れません)

- 10月以降に他の市町村へ転居した方
 - 10月以降にお子さんが生まれた方
- 申請が遅れると、遅れた分の手当を受け取ることができなくなる場合がありますので、
速やか(15日以内)に申請をしてください。

詳しくは、いきいき健康推進課にお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

東通村役場 いきいき健康推進課(保健福祉センター内) 28-5800

